

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県・政令指定都市

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当課 御中

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）付

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進に
関する動画の公表等について

日頃より性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、御協力を賜り誠にありがとうございます。

内閣府では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進に関する動画を作成し、ホームページに公表しましたのでお知らせいたします。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 5 条において、地方公共団体は、同法第 3 条に定める基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、理解増進施策を策定し、及び実施するよう努めるものとされております。各都道府県及び指定都市におかれましては、職員への研修等において、下記動画等の内容も参考にしつつ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するため、適切に取組を進めていただきますようお願い申し上げます。また、様々な場での知識の普及啓発において、パンフレット「SOGI の多様性に関する理解と尊重を目指して」も併せて御活用ください。

なお、都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市を除く。）に対して、本件の周知をお願いいたします。

記

1. 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進に係る動画

職員への研修等で御活用ください。（1）及び（2）については、別添 1 及び 2 も参考にしてください。

（1）理解増進法に関する基礎知識

(https://www.cao.go.jp/lib_004/rikaizoshin_basic-knowledge01.html)

(2) SOGI の多様性に関する基礎知識

(https://www.cao.go.jp/lib_004/rikaizoshin_basic-knowledge02.html)

(3) 地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識

(https://www.cao.go.jp/lib_004/rikaizoshin_basic-knowledge03.html)

<参考資料>

別添 1 ワークシート「SOGI の多様性に関する基礎知識」

別添 2 ワークシート「地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識」

2. パンフレット

別添 3 「SOGI の多様性に関する理解と尊重を目指して」

(<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/koho/pdf/sogi.pdf>)

以上

問合せ先

内閣府 政策統括官（共生・共助担当）付

参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）付

電 話（代表）03-5253-2111（内線 38257）

メー ル rikaizoshin.m7i@cao.go.jp

SOGI の多様性に関する基礎知識
ワークシート

- SOGI という言葉をこれまで聞いたことがありましたか？どこかで学んだことはありましたか？

- SOGI について知っていたこと／知らなかったことは、どういったことですか？

◇ 「SOGI の多様性に関する基礎知識」P.1～7 参照

- 動画を見て、これまでの暮らしの中で、「SOGI の問題だったかもしれない」として、思い当たるような出来事がありましたか？

- 「アウティング」を防ぐためには、どういったことに留意すればよいでしょうか？

SOGI に関する情報の取扱いやどういった場面で留意が必要か、考えたことを記入してみましょう。

◇ 「SOGI の多様性に関する基礎知識」P.6 参照

- SOGI に関する理解を深めて正確な知識を身に付けることはなぜ必要なのでしょうか？

十分な知識がない場合、こういったことが起こる可能性があるでしょうか？SOGI について知っておかなければならないことはどのようなことが整理して、話し合ってみましょう。

☆ 「SOGI の多様性に関する基礎知識」P.1～7 参照

地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識
ワークシート

- 普段、窓口や電話で住民の方々と接する際、こういったことに配慮をしていますか？

SOGI の話題に限らず、普段配慮していることを記入してみましょう。

- 窓口や電話で住民の方々と接する際、SOGI について思いを巡らせたことはありますか？

これまでの経験から感じたことを記入してみましょう。

- SOGI について配慮が必要な場面とは、こういった場面でしょうか？そしてどのような配慮が必要になるでしょうか？

こういった場面で、どのような配慮ができるか、留意が必要なことは何か、記入してみましょう。

◇ 「地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識」P.1～4参照

- 「SOGI＝プライバシー情報」に関し、どのようなことに配慮したらよいでしょうか？

動画を見て、感じたことを書いてみましょう。既に取り組んでいることがあれば、その工夫も記入してください。

◇ 「地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識」P.3～4参照

- 相談内容に応じてスムーズに連携できるよう、関連部署や関係機関とどのような協力をする
とよいでしょうか？

SOGI の話題に限らず、これまでの業務でスムーズに連携できた事例をヒントに、考えたことを記入してみましょう。

☆ 「地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識」P.5 参照

- SOGI の多様性に関し、普段の業務で留意していることはありますか？工夫していることなどを共有してみましょう。

☆ 「地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識」P.1～5 参照

- 動画を見て、あなたの今後の業務に活かせることはありましたか？それぞれ考えたことについて、話し合ってみましょう。

☆ 「地方公共団体職員に必要な SOGI の多様性に関する基礎知識」P.1～5 参照

SO^{ソジ}GIの

性的指向及びジェンダーアイデンティティ

多様性に関する理解と 尊重を目指して



2023年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律」(理解増進法)が施行されました。

このパンフレットでは、理解増進法が目指す
SO^{ソジ}GI(性的指向及びジェンダーアイデンティティ)の
多様性が尊重される社会のあり方について紹介します。

01 | ソ ジ SOGIってどんなもの？

SOGIとは性的指向を示す「**S**exual **O**rientation」とジェンダーアイデンティティを示す「**G**ender **I**den^{ティ}ty」の頭文字をとった略称です。SOGIは身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているものです。

SOGIのあり方は自分で好きなように決めたり、急に変えたりすることはできません。



性的指向 (Sexual Orientation)

理解増進法では、性的指向とは、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されています。

例えば、「男性が好き」「女性が好き」「男性と女性の両方が好き」「男性と女性の両方が好きではない」などのことです。



ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity)

理解増進法では、ジェンダーアイデンティティとは、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されています。

例えば、「私は女性である」「私は男性である」などの、自分の属する性別についてのある程度の一貫性を持った認識のことです。



ソ ジ SOGIの多様性

SOGIは、私たち一人ひとり誰もが有しているもので、そのあり方は人それぞれ異なり様々なバリエーションがあるものです。

性的マイノリティの方を示す言葉としてLGBTやLGBTQ+といった用語が使われることがあります。この「+」については、L・G・B・Tに限らず多様なSOGIがあるということを示しています。SOGIのあり方は多様であり、これらの分類や以下の表に限られるものではありません。他者のSOGIのありのままの姿を理解することが望まれます。



SOGIは外見からは必ずしも分からないものですが、
一人ひとり誰もが有しており、尊重され大切にされるべきものです。

ソ ジ SOGIを表す主な言葉の一般的な意味合いを紹介します。

SO に関する言葉 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向	L	レズビアン	同性に惹かれる女性
	G	ゲイ	同性に惹かれる男性
	B	バイセクシュアル	両性に惹かれる人
	A	アセクシュアル	どのような性別の人にも惹かれない人
		ヘテロセクシュアル	異性に惹かれる人
GI に関する言葉 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識	T	トランスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致しない人
		シスジェンダー	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致している人
SOGI の両方	Q	クエスチョニング	性のあり方が定まっていない人又は定めていない人

注：SOGIのあり方は多様であり、必ずしも表中の分類に限られるものではありません。
また、この表では一般的な意味合いを紹介しています。異なる説明の仕方がなされることもあります。

02 | SOGIの多様性が尊重される 社会を目指して

理解増進法が目指す社会とは

SOGIの多様性の尊重に関する基本的な考え方

SOGIの多様性に関して、社会の理解が必ずしも進んでいないために、性的マイノリティとされる人の中には、無理解や偏見などにより、いじめやハラスメントを受けたり、家族や友人に理解されず孤独を感じたりするなど、生きづらさを感じている人もいます。

理解増進法は、そうした状況を踏まえ、SOGIは誰もが持つものであって、そのあり方は人それぞれで異なり多様であることを私たち一人ひとりが理解し、お互いのSOGIを自然に受け入れ、相互に等しくかけがえのない個人として尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

つまり、性的マイノリティの人もマジョリティの人もSOGIの違いを問わず生き生きとした人生を送れるよう、お互いのSOGIを認め合っていきましょうということです。

国、地方公共団体等の役割とは

理解増進法は、SOGIの多様性に関する理解を増進するために、基本的な理念を定め、国、地方公共団体及び事業主等の役割を明らかにしています。私たち一人ひとりの行動を制限したり、また、特定の誰かに何か新しい権利を与えたりするような規定はありません。

私たち一人ひとりがSOGIの多様性に関する正しい理解を身につけることが望まれます。

国の役割

国は、基本理念にのっとり、必要な学術研究等を推進するとともに、SOGIの多様性に関する知識の普及や相談体制の整備といった、国民の理解増進に関する施策を策定したり、実施したりするよう努力することとされています。

また、施策の総合的かつ計画的な推進のために基本計画を策定することとされています。



地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、住民のSOGIの多様性に関する理解の増進に関する施策を策定したり、実施したりするよう努力することとされています。



事業主等の役割

事業主や学校の設置者は、基本理念にのっとり、その労働者や児童等のSOGIの多様性に関する理解の増進に自ら努めるとともに、国や地方公共団体を実施する理解の増進に関する施策へ協力するよう努力することとされています。



03 | 私たちができること

SOGIの多様性について考えてみよう

正確な知識を身につけ、SOGIを理由とした 偏見や思い込みをなくそう

十分な知識がない中では、自分と異なることや知らないことに対して、偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持ってしまうことがあります。

そのため、日常生活の中で、「女性・男性とはこうあるもの」という判断に基づくSOGIに関する言動を意図せずともとってしまう、それが原因で、誰かを傷つけ、時には命に関わる事態を招くことすらあります。

家族や学校、職場など身の回りの人の中にも様々なSOGIの人がいることに思いを巡らせましょう。SOGIに関する理解を深めることで、偏見やアンコンシャス・バイアスを解消していくことが求められているのです。

SOGIはプライバシー情報です

SOGIはプライバシー情報であり、自分のSOGIを他人に知られたくないと思っている人もいます。

たとえ善意であっても、本人の同意なく、その人のSOGIに関する情報を第三者に暴露すること（アウティング）が、その人の生命に関わる重大な結果を引き起こすこともあります。

SOGIの多様性について社会の理解が進んでいない中では、性的マイノリティの人にとって、自分のSOGIのあり方を打ち明けること（カミングアウト）は勇気がいることです。もしカミングアウトを受けたら、既にほかに打ち明けている人や、共有しても良い範囲を本人に確認するなど、アウティングをしないよう十分気をつける必要があります。

また、カミングアウトをするか・しないかは、本人が自分の意思で決めることであって、誰に対しても、カミングアウトを強要するようなことはあってはなりません。



各種相談窓口

SOGI（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）に関するご相談は
各種相談窓口において受け付けています。

みんなの人権110番

（全国共通人権相談ダイヤル）

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け
付ける相談電話です。



ご相談は
こちらから

TEL 0570-003-110

HP <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

インターネット 人権相談受付窓口

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け
付けています。



ご相談は
こちらから

HP <https://www.jinken.go.jp>

24時間子供SOSダイヤル

こどもの様々な悩みに関する相談窓口です。



ご相談は
こちらから

HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

総合労働相談コーナー

都道府県労働局など全国379か所に設置している総合労働相談コー
ナーでは、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関連する労働
問題を含むあらゆる労働問題についての相談を受け付けています。



ご相談は
こちらから

HP <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

よりそいホットライン

（セクシュアルマイノリティ専門ライン）

生活上の様々な悩みを抱える方々の相談先として、
性別の違和や同性愛などに関する相談なども受け付けています。



ご相談は
こちらから

TEL 0120-279-338（岩手県・宮城県・福島県以外）

TEL 0120-279-226（岩手県・宮城県・福島県）

HP <https://www.since2011.net/yorisoi/n4/>

※ ガイダンスが流れたら
「4」を押してください。

SOGIが多様であることを改めて理解し、

誰もが安心して生活することができる社会をつくっていきましょう。



SOGIの多様性に関する情報を
内閣府HPに掲載しています。
ぜひご利用ください。

内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

検索

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



内閣府 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当